

社会福祉法人青葉仁会 社会福祉事業 http://www.achani.com/	社会福祉法人功有会 老人福祉事業 http://www.yamatoen.or.jp/	西垣靴下株式会社 靴下の製造・販売 http://www.nishikutu.co.jp/
社会福祉法人秋篠茜会 社会福祉事業 http://www.akishino-akane.com/	小山株式会社 寝具等リース業 http://www.koyama-kk.co.jp/	西日本電信電話株式会社奈良支店 電気通信業 http://www.ntt-west.co.jp/
アスカ美装株式会社 ビルメンテナンス http://www.asukabiso.co.jp/	株式会社サンオーク 冷凍食品の製造・販売 http://www.sunoak.co.jp/kaisya/kaisya/index.html	ニッタ株式会社奈良工場 伝動用ベルト、道路資材、空調製品等の製造販売 http://www.nitta.co.jp/
社会福祉法人青垣園 社会福祉事業 http://www.aogakien.jp/	財団法人信貴山病院 医療業 http://www.heartland.or.jp/	日本通運株式会社奈良支店 運輸業 http://www.nittsu.co.jp/
株式会社イベント・トゥエンティ・ワン イベント会場の設営、関連用品のレンタル等 http://www.event21.co.jp/	株式会社 CWS テレマーケティング、メンテナンス業務等 http://www.cwsnara.co.jp/	株式会社バンドラファームグループ 梅・柿・野菜等農産物の生産・加工・販売
医療法人岡谷会 医療・介護業 http://www.okatani.or.jp/	社会福祉法人仁南会 社会福祉事業 http://www.jinnankai.jp/	株式会社平井眞美館 一般印刷、各種学校アルバム等の印刷 http://www.shinbikan.co.jp/
株式会社柿の葉すし本舗たなか すし、その他食品製造 http://www.kakinohasushi.co.jp/	株式会社スイデン 電気機器の製造・販売 http://www.suiden.com/	福西メリヤス株式会社 パンティストッキングの製造 http://www.fukunishi.co.jp/
葛城工業株式会社 建築金物の製造・販売、水処理装置の製造 http://www.ktrg.co.jp/	全労済奈良県本部 共済事業 http://www.zenrosai.coop/zenkoku/nara/nara.php	株式会社富士コンプレッサー製作所 空気圧縮機及び周辺機器の製造・販売 http://www.fuji-compressor.co.jp/
川端運輸株式会社 運輸業 http://www.kawabataunyu.com/	大同化学工業(株)奈良生産技術事業所 金属加工油剤の製造・販売 http://www.daido-chemical.co.jp/	医療法人平和会 医療・介護業 http://www.heiwakai.or.jp/
関西電力株式会社奈良支店 電気業 http://www.kepco.co.jp/	大和リース株式会社奈良支店 建築リース、販売 http://www.daiwaleace.co.jp/	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 社会福祉事業 http://hozani-j-wel.org/
株式会社キタイ スポーツソックス、各種ニット小物の製造・販売 http://www.kitai21.co.jp/	社会医療法人高清水高井病院 医療業 http://www.takai-hp.com/	三笠産業株式会社 プラスチックキャップ・各種包装資材の製造・販売 http://www.mikasa-ind.co.jp/
近畿セキスイハイム工業株式会社 ユニット住宅の製造	株式会社ナカガワ 住宅設備機器・配管資材・建設資材等の卸売業 http://www.kk-nakagawa.co.jp/	三ツ星靴下株式会社 レッグ、インナーファッション関連商品の企画、製造販売 http://www.mb-sox.com/
株式会社建築デザインToya 手摺り、門扉その他のデザイン・設計・施行 http://www.ad-toya.com/	奈交サービス株式会社 物品販売及び宣伝広告等 http://www.nakoservice.co.jp/	三ツ星産業株式会社 レッグ、インナーファッション関連商品の企画、製造販売 http://www.mb-sox.com/
医療法人健和会 医療業 http://www.fureai-net.com/	公益社団法人奈良県トラック協会 トラック運送の振興 http://www.narata.or.jp/	社会福祉法人明徳会 老人福祉事業 http://www.tender.or.jp/
医療法人厚生会 医療業 http://www.nara-koseikai.or.jp/	奈良交通株式会社 旅客自動車運送事業 http://www.narakotsu.co.jp/	ヤマト運輸株式会社奈良主管支店 運輸業 http://www.kuronekoyamato.co.jp/
医療法人弘生会関屋病院 医療業 http://www.kouseikai-sekiya.or.jp/	奈良精工株式会社 OA 光学機器、医療機器等の製造 http://www.nara-seiko.co.jp/	株式会社読売連合広告社奈良支社 広告代理業 http://www.yomiren.co.jp/
医療法人鴻池会 医療業 http://www.kounoikekai.com/	奈良中央信用金庫 金融業 http://www.narachuo-shinkinbank.co.jp/	立積住備工業株式会社 ユニットバス用器材の製造・販売

(H25.3.31 現在 50 音順)

取組内容については...

社員・シャイン 登録

検索

クリック!!

<http://www.pref.nara.jp/21259.htm>



奈良県社員・シャイン
職場づくり推進事業
ロゴマーク

奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業

登録募集のご案内

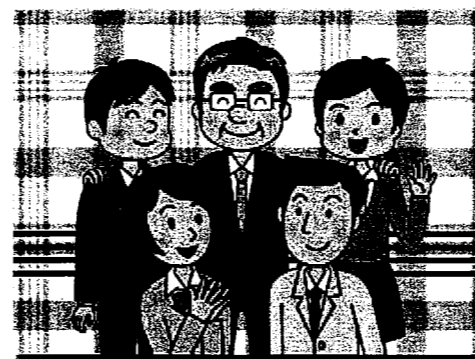
社員が輝き、企業が輝く!!

奈良県は、仕事と家庭の両立や

多様な働き方などができる

働きやすい職場環境づくりを

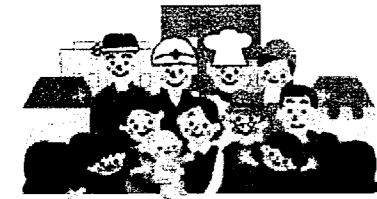
応援しています!!



働きやすい職場づくりを推進している 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集しています！

奈良県では、育児・介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、また、雇用の継続や復帰がしやすいなど柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりや女性の就業率の向上など本県の実情に対応した地域雇用の推進、正規雇用の拡大など良質の雇用環境整備に取り組んでいる「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を登録して企業の取組内容などを県のホームページ等で紹介し、その活動を応援します。

また、登録企業の中から、取組内容が優れている企業を表彰する「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰」を実施します。



県内に本社または事業所のある企業

関係法令を遵守し、「登録・表彰申請書」記載のI～VIの取組内容のうち、
いずれか1つ以上の取組をしている

している場合

さらなる取組を進めたい場合、
希望に応じてアドバイザー
(社会保険労務士)を派遣



していない場合

希望に応じてアドバイザー
(社会保険労務士)を派遣

就業規則等の規定方法や
労務管理の改善方法等につ
いてアドバイスします!!



要件を満たしたら

登録要件を満たしていることが確認できる書類を添えて申請

企業にとって…
★有能な人材の確保
★社員の意欲向上
★生産性の向上
★企業イメージのアップ

働く人にとって…
★仕事と生活の両立
★就業継続、キャリア形成
★職場環境の向上
★心身の健康維持

登録すると…
・登録証を交付します。
・県HPで紹介し、企業HPにリンクさせます。
・労働関係情報誌、メールマガジン等で
紹介します。
・商工中金や県の制度融資をご利用
いただけます(審査があります)。

登録

取組内容が
優れている
企業を表彰

表彰企業は、
県広報誌や新聞で
紹介します!!



3年に1度、取組状況報告書の提出により登録更新

● 申請および問い合わせ先 ●

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課労政福祉係

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

奈良県社員・シャイン職場づくり推進 表彰企業 取組内容紹介 (抜粋)

	表彰企業	主な取組内容
平成24年度	社会福祉法人正和会 (社会福祉事業) http://www.gojo.ne.jp/seiwakai/	総合賞 事業所内託児所の設置・運営 / 育児のための短時間勤務制度 (小学校就学前まで) / 育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置
	社会福祉法人協同福祉会 (社会福祉事業) http://www.asunaraen.com/	総合賞 併設する保育所を利用する従業員に費用の一部を補助 / 過重労働及びメンタルヘルス相談窓口の設置 / 非正規労働者等から正規労働者への登用
	東邦化成株式会社 (フッ素樹脂成形品等の製造・販売) http://www.toho-kasei.co.jp/	総合賞 育児・介護を理由としたフレックスタイム制 / 短時間労働者等から正規労働者への登用 / 保存有給休暇制度
	社会福祉法人南都栄寿会 (社会福祉事業)	総合賞 育児のための短時間勤務制度 (小学校就学前まで) / 看護休暇・介護休暇を時間単位で取得可能 / 能力開発のための職場内研修の計画的実施
	株式会社関西メディコ (保険調剤 サン薬局) (保険調剤薬局) http://www.kansaimedico.co.jp/	仕事と家庭の両立推進部門 育児・介護等を理由としたフレックスタイム制 / 正社員から短時間正社員への転換制度 / 「こども参観日 (親の職場体験)」の実施
平成23年度	奈良日化サービス株式会社 (住宅機器修理・サービス業) http://www.nara-nikka.com/	総合賞 育児のための短時間勤務制度 (小学校就学前まで) / 育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置 / 正規雇用の拡大
	社会福祉法人郁慈会 (社会福祉事業) http://www.w14.ocn.ne.jp/ikujikai/41.html	仕事と家庭の両立推進部門 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ及び所定外労働をさせない制度 (小学校就学前まで) / 育児・介護休業等の取得者に対する代替要員の確保 / 短時間労働者等から正規労働者への登用
	有限会社フジカワ (保育用品販売・マーケティング) http://link-fujikawa.com/	テレワーク推進部門 育児のための短時間勤務制度及び所定外労働をさせない制度 (小学校就学前まで) / 女性の活用などの企業方針を明確化 / 在宅勤務制度の導入
平成22年度	株式会社明新社 (印刷業) http://www.meishin.co.jp/	若年者雇用推進部門 所定外労働時間の削減 / インターンシップ等の受け入れ / 5年以上勤務されている障害のある労働者がいる
	アイ・ピー・ファイン株式会社 (特許関連各種システム、知的財産権関連ソフトの開発・販売) http://www.ipfine.com/	育児のための短時間勤務制度及びフレックスタイム制 / 女性社員の昇進・昇給の推進 / 在宅勤務制度の導入
	特定非営利活動法人三郷サンサンハウス (社会福祉事業) http://www.3533house.com/	育児のための短時間勤務制度 (小学校就学前まで) / 介護のための短時間勤務制度 / 短時間労働者等から正規労働者への登用
平成21年度	市民生活協同組合ならコープ (卸売業・小売業) http://www.naracoop.or.jp/	育児休業制度 (満3歳まで) / 短時間労働者等の働きに応じた昇進・昇格・賃金制度等の導入 / 失効する年次有給休暇を積み立てし、一定の事由に該当すると取得できるサポート休暇制度
	株式会社呉竹 (墨、書道用品等の製造・販売) http://www.kuretake.co.jp/	託児施設の設置・運営 / 女性社員の昇進・昇格の推進 / 在宅勤務制度の導入
	株式会社ワイズスタッフ (インターネット関連事業、テレワークコンサルティング) http://www.ystaff.co.jp/	育児・介護休業等の取得者に対する代替要員の確保 / 女性の能力開発の促進にかかる実施計画の作成 / 在宅勤務制度の導入
平成20年度	株式会社 ファーマシー木のうた (処方箋調剤、健康食品・衛生用品・化粧品等の販売) http://www.kinouta.co.jp/	育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置 / 短時間労働者等の働きに応じた昇進・昇格・賃金制度等の導入 / 労働者の職業能力の開発・向上を図る社内検定の実施
	社会福祉法人 愛和会 (保育所) http://aiwakai-nara.or.jp/	育児のための勤務時間短縮等の措置 (小学校就学前まで) / 配偶者の出産前後の休暇制度 (2日) / 非正規労働者から正規労働者への登用
	共同精版印刷株式会社 (印刷業) http://www.kspkk.co.jp/	育児のための勤務時間短縮等の措置 (小学校就学前まで) / 労働者自らの能力開発・向上にかかる取組の支援 / インターンシップ等の受け入れ
平成19年度	社会福祉法人万葉福祉会 (老人福祉事業) http://www.manyoen.jp/	子の看護休暇制度 (年間7日間) / 「仕事と家庭の両立」支援のための相談窓口の設置 / 育児休業・介護休業のみに使用できる年次有給休暇の特別繰り越し制度
	株式会社植嶋 (菓子卸売業) http://www.ueshima-net.co.jp/	在宅勤務制度の導入 / よりよい職場風土を醸成していくための「子育て応援宣言」 / 会社独自で仕事と家庭の両立支援ガイドブックを作成
平成19年度	社会福祉法人佐保会 (軽費老人ホーム、保育所) http://www.w1a.biglobe.ne.jp/sahoen/ http://www.ans.co.jp/n/shikanodaisaho/	年7日の子の看護休暇制度 (小学校就学前まで) / 育児のための勤務時間短縮等の措置 (小学校就学前まで) / 年次有給休暇の取得促進
	大和信用金庫 (金融業) http://www.yamato-shinkin.co.jp/	女性の活用などの企業方針を明確化 / 正規雇用の拡大 / 学校行事参加休暇制度 (年間3日)

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録・表彰申請書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

企業・事業所名

代表者名

下記のとおり、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度要綱第4条の規定により申請します。

※該当する□にレを記入してください。

所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
Eメール			
HPアドレス			
主要な業種	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険・不動産業 <input type="checkbox"/> 飲食店・宿泊業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他()		
主要生産品名 又は主要事業			
企業全体の 常用雇用者数	名(平成 年 月 日現在)		
連絡先	担当部署		
	担当者名		電話番号
	E-mail		

取組内容	
<input type="checkbox"/> 関係法令を遵守している	
I 仕事と家庭の両立を推進している	
<input type="checkbox"/> 育児休業:子が1歳(および一定の場合には、子が1歳6か月)を越える規定がある <input type="checkbox"/> 介護休業:対象家族1人につき、要介護状態ごとに通算93日を越える規定がある <input type="checkbox"/> 子の看護休暇:小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日をそれぞれ越える規定がある <input type="checkbox"/> 育児のための勤務時間短縮等の措置	
<input type="checkbox"/> *3歳未満の子を養育する労働者に対する措置として、次の3~5のうちいずれかの規定がある <input type="checkbox"/> *3歳以上の子を養育する労働者に対する措置として、次の1~5のうちいずれかの規定がある	
<input type="checkbox"/> 1 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 2 所定外労働をさせない制度 <input type="checkbox"/> 3 フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 4 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ <input type="checkbox"/> 5 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	
<input type="checkbox"/> 介護のための勤務時間短縮等の措置	
<input type="checkbox"/> * 要介護状態にある対象家族を介護する労働者に対する措置として、次の1~4のうち2つ以上の規定がある(介護休業と通算して93日まで) <input type="checkbox"/> * 要介護状態にある対象家族を介護する労働者に対する措置として、次の1~4のうちいずれかの規定がある(介護休業と通算して93日を越える)	
<input type="checkbox"/> 1 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 2 フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ <input type="checkbox"/> 4 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	
<input type="checkbox"/> 介護のための短期休暇制度:要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日をそれぞれ越える規定がある	
<input type="checkbox"/> 育児・介護休業等の取得者に対する代替要員を確保している <input type="checkbox"/> 配偶者の出産前後の休暇制度がある。(前・後 日) <input type="checkbox"/> 育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置等の制度がある <input type="checkbox"/> 中小企業(100人以下の労働者を雇用する)事業主で一般事業主行動計画を策定し、届出している <input type="checkbox"/> ノー残業デー等の導入など所定外労働時間を削減する制度がある <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進に努めている <input type="checkbox"/> 過重労働及びメンタルヘルス相談窓口を設置している	
II 男女共同参画を推進している	
<input type="checkbox"/> 企業のトップが女性の活用などの企業方針を明確化している <input type="checkbox"/> 女性の能力活用の促進にかかる実施計画を作成している <input type="checkbox"/> 男女共同参画に関する研修を実施している <input type="checkbox"/> ポジティブ・アクションの観点から女性社員の昇進・昇格を推進している <input type="checkbox"/> 女性のみにも適用される職場の制度や慣行を見直した <input type="checkbox"/> 男女平等の評価や給与体系を実施している	

<p>Ⅲ 短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方を推進している</p> <p><input type="checkbox"/> 短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある</p> <p><input type="checkbox"/> 短時間労働者等に働きに応じた昇進・昇格・賃金制度等を導入している</p> <p><input type="checkbox"/> 非正規労働者から正規労働者に登用する制度がある</p> <p><input type="checkbox"/> 会社の方針として正規雇用の拡大を公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 在宅勤務制度やテレワーク(情報技術を活用し、働く場所・時間にこだわらない働き方)の制度を導入している</p>
<p>Ⅳ 雇用の継続、創出を推進している</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者の事情により雇用を継続できる制度がある</p> <p><input type="checkbox"/> 若年者の雇用対策として、過去3年間にインターンシップの受け入れ実績がある</p> <p><input type="checkbox"/> 5年以上勤務されている障害のある労働者がいる</p>
<p>Ⅴ 職業能力開発を推進している</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発推進者を選任し、労働者の職業能力開発・向上にかかる取組を企画している</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者自らの能力開発・向上にかかる取組を支援している</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者の職業能力を図る社内検定を実施している</p>
<p>Ⅵ その他の取り組みを推進している</p>

「がんなどの長期治療が必要な疾病を抱える労働者の就労継続を支援している」を追加

労働関係法令

I-1 育児・介護休業法

育児休業:労働者は、子が1歳(および一定の場合には、子が1歳6か月)に達するまで申し出により取得できる

介護休業:労働者は、対象家族1人につき、要介護状態ごとに通算93日まで申し出により取得できる

子の看護休暇:小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できる

育児のための勤務時間短縮等の措置:3歳未満の子を養育する労働者について、事業主は勤務時間の短縮(1日6時間)の措置及び所定外労働の免除の措置を講じなければならない

介護のための勤務時間短縮等の措置:要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、事業主は次のいずれかの措置を講じなければならない(介護休業と通算して通算93日まで)

1 短時間勤務制度 (1)1日の所定労働時間を短縮する制度
(2)週又は月の所定労働時間を短縮する制度
(3)週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定の曜日だけの勤務等の制度)
(4)労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度

2 フレックスタイム制

3 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ

4 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

介護のための短期の休暇制度:要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日

時間外労働の制限:事業主は、育児や家族の介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない

深夜業の制限:事業主は、育児や家族の介護を行う労働者が請求した場合、深夜(午後10時から午前5時まで)労働させてはならない

I-2 次世代育成支援対策推進法

101人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等(次世代育成支援対策)を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出なければならない(100人以下の企業は努力義務)

一定の要件を満たす場合は、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができる

101人以上の労働者を雇用する事業主は、策定した「一般事業主行動計画」の公表と従業員への周知を行わなければならない(100人以下の企業は努力義務)

II 男女雇用機会均等法

性別による差別の禁止

・性別を理由とする差別の禁止 ・間接差別の禁止 ・女性労働者に係る措置に関する特例

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

セクシュアルハラスメント対策の実施を義務づけ

母性健康管理措置の実施を義務づけ

III 高齢者雇用安定法・障害者雇用促進法

高齢者等の雇用の安定等に関する法律による次のいずれかの高齢者雇用確保措置を実施していること

1 定年の引き上げ(H22. 4. 1~H25. 3. 31→64歳、H25. 4. 1~→65歳)

2 継続雇用制度の導入
(現に雇用している高齢者が希望すれば、定年後も引き続いて雇用する「勤務延長制度」「再雇用制度」)

3 定年の定め廃止

障害者の雇用:法定雇用率 2.0%以上を達成

【申請及びお問い合わせ先】
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県産業・雇用振興部雇用労政課労政福係
電話:0742-27-8828 FAX:0742-27-2319